

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画法)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 随意契約の相手方の決定(公園都市政策課)
- 公募型指名競争入札の実施(農政課)

告 示

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年九月十三日 鳥取県指令鳥土維第六百五十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市桜谷字地井田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県水戸市見川二丁目八五一一

小林 達

鳥取県告示第八百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月十一日 鳥取県指令鳥土維第七百七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字土居下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市川端一丁目一〇三

有限会社 住宅センター

代表取締役 井上 勤

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年十二月二十四日

鳥取県教育委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成八年十二月二十五日(水) 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	株式会社タイヨー				
	住所	東京都台東区東上野一丁目12-2				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間	
	回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	フロントム	株式会社 タイヨー	640283	平成8年12月24日 から3年間

申請者	氏名又は名称	山佐株式会社				
	住所	岡山県新見市高尾362-1				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間	
	回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	ユービックパ ルサー	山佐 株式会社	640243	平成8年12月24日 から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社ネット				
	住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目4-5				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検番号	有効期間	
	回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	ペンタゴン	株式会社 ネット	640286	平成8年12月24日 から3年間

公 告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年12月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 中部定住文化センター（仮称）及び梨博物館（仮称）設計業務 一式
- (2) 調達方法 役務の提供
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成8年10月28日
- (5) 契約者の氏名及び住所 シーザーペリ・大建設共同企業体 東京都品川区小山四丁目1-10
- (6) 契約価格 364,000,000円（消費税額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第6号に該当
- (8) 契約担当部局の名称 鳥取県企画部公園都市政策課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

とっとり出合いの森プロムナード等整備工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年12月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 とっとり出合いの森プロムナード等整備工事
- (2) 工事場所 鳥取市桂見
- (3) 工事内容

ア 本工事は、「とっとり出合いの森」の駐車場及びプロムナード予定地約1.6ヘクタールの基盤造成終了後、雨水排水工、給排水設備・電気設備等の配管工事を一体的に施工する造成外構工事である。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう道路清掃、事故防止等に十分注意する必要がある。

ウ 工事施工に当たっては、事故防止に万全の対策を講じることはもちろんのこと、濁水防止にも十分注意するとともに、隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概略数量

- ア プロムナード等整備工事 A=1.6ha
- (ア) 雨水排水工
 - 床掘 4,700㎡ 埋戻 2,600㎡
 - 管渠型側溝 (φ300) 530m
 - U型側溝 (300~500) 590m
 - 大型フリューム (800×1,000 1,000×1,200) 260m
 - ボックスカルバート (300~1,400) 450m
 - 付帯構造物一式
- (イ) 汚水排水工

<p>掘削 2,800m³ 埋戻 2,500m³ 污水管 (V U150~250) 600m 圧送管 (V P100) 300m 污水樋 (マンホール) 35基 (ウ) 給水・散水設備工 給水管 (V D25~100) 1,300m 散水管 (V D65~100) 440m (エ) 電気・電話設備工 床掘 2,700m³ 埋戻 2,700m³ 電線管 (F E P30~150) 18,800m ハンドホール64基</p> <p>(5) 工期 平成9年2月から同年9月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工A級の資格を有する者で、管工事又は水道施設工事の許可業種を有するものとする。</p> <p>(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成8年12月24日(火)から平成9年2月5日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成3年度以降5年間に、公共下水道事業、農業集落排水事業等で、管路延長100メートル以上の污水管工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。</p>	<p>(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級の土木施工管理技士の資格を有する者 イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付 ア 交付期間 平成8年12月24日(火)から平成9年1月13日(月)までの日(日曜日及び土曜日並びに平成8年12月30日(月)から平成9年1月3日(金)までの日を除く。) の午前9時から午後4時まで イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出 ア 提出期間 平成8年12月24日(火)から平成9年1月13日(月)までの日(日曜日及び土曜日並びに平成8年12月30日(月)から平成9年1月3日(金)までの日を除く。) の午前9時から午後4時まで イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p>
---	---

提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。